

○ 関市自治基本条例の検証について（社会情勢の変化に関する検証事項）

関市自治基本条例の検証及び見直しにあたり、社会情勢の変化に関する検証事項について、事務局で次のとおり素案を作成しました。また、前回までの審議会が出た素案に対する意見を整理して記載しました。

- < 1 > 最近の社会情勢を考慮し、見直しを検討したい事項
  - (1) 関係人口
  - (2) 持続可能な社会（持続可能性）
  - (3) 多様性（ダイバーシティ）
  - (4) デジタル化、DX
  
- < 2 > 市が条例を運用する上で、見直しを検討したい事項
  - (1) 条例の検証

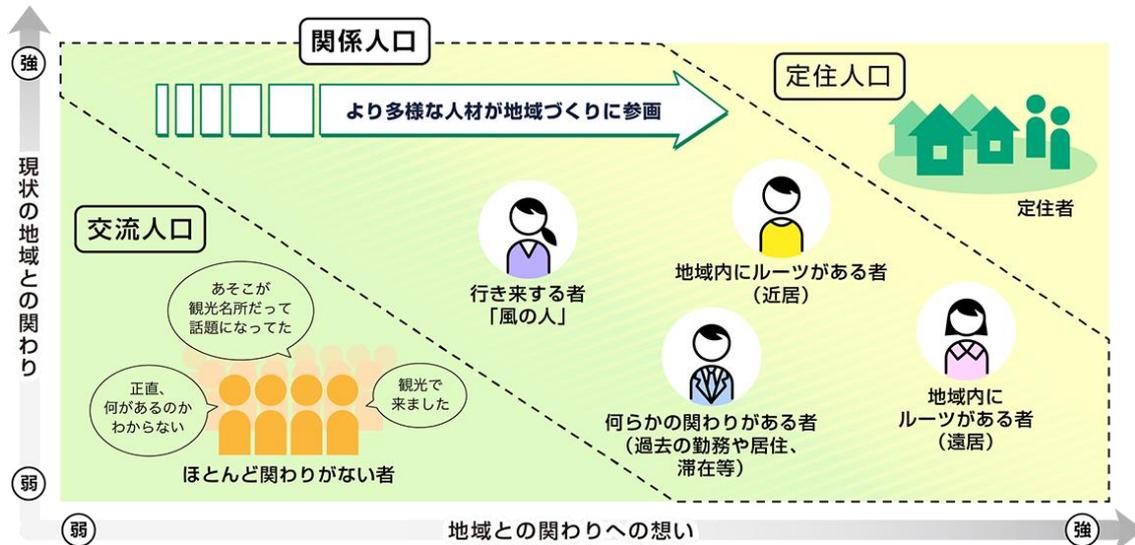
< 1 > 最近の社会情勢を考慮し、見直しを検討したい事項

(1) 関係人口

「関係人口」とは、移住して定住している「定住人口」でもなく、観光などで一時的に訪れる「交流人口」でもなく、第三の人口として、地域と多様に関わる人々のことをいいます。

関市では、今年度から「せきファンクラブ」を創設し、関市を第二の故郷として応援してもらえる方の募集を始めました。このように、市外に住みながら、就労や就学とは異なる形で主体的に関市に関わる人たちも、条例上の「市民」に含めることができるのではないかという考えにより、条例の見直しを図るものです。

関係人口のイメージ（※総務省HP）



参考1：関係人口に関する資料

・せきファンクラブ

### 【改正案】

(定義)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

(1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び、事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）及び市を応援する人（市を継続的に応援し、市のまちづくり、交流、支援等に主体的に関与する人をいいます。）をいいます。

(2)～(5) 略

### 【意見】

#### ○ 「市を応援する人」という表現に違和感がある

事務局の説明では、関係人口やふるさと納税寄付者も含まれると解釈できるが、ふるさと納税の目的が返礼品の場合、純粋な「応援」とは異なると思う。納税者を含める括り方には疑問を感じる。言葉自体は悪くないが、この定義には再検討が必要だと考える。

#### ○ 市民の範囲をどこまで含めるのか議論を深めていくべき

自治基本条例において、市民の範囲をどこまで含めるかはどの自治体でも議論され、その捉え方は様々である。実際に居住していなくても固定資産税を納める所有者や、定住外国人を市民に含める自治体もある。この点については、今後議論を深めていくべき。

#### ○ 改正案の「市民」の定義では、曖昧に感じる点がある

ファンクラブ会員のように自ら市民と認識する方々は想像できるが、ふるさと納税者や観光客等が、この定義に含まれることをどう認識し、どう参加を促していくのか。また、それらの人々は自己申告制で運用することになるのか、運用方法が気になる。

#### ○ 市に住み、納税の義務や選挙権などの権利を持つ人を「市民」とすべき

市民の定義を広げて、選挙権のない人が含まれるようになるのは、問題が生じる恐れがあると思う。定義を明確にすることが重要だと考える。

#### ○ ふるさと住民登録制度の登録に限ると、「関係人口」の範囲が狭まってしまう

私は実家で月に一度、地域活動やシカ対策、親の介護などで貢献しているが、こういう人は登録しないと思う。自発的な活動者だけでなく、結果的に町や村、ふるさとに貢献している人も「関係人口」と捉えるべき。登録しない人も含め、関係人口をどこまでと定義するかで範囲は大きく変わるので、この点を明確にしていくべきだと考える。

## (2) 持続可能な社会（持続可能性）

「持続可能な社会」とは、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に代表されるように、地球の環境を壊さず、資源を使いすぎず、環境・経済・社会のバランスを保ちながら、将来の世代も豊かに生活し続けられる社会のことをいいます。

まちづくりにおいても、この概念を取り入れて、将来に向かって持続可能なかたちでまちづくりに取り組む必要がある旨を明示するものです。

### 【改正案】

※前文

略

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らす暮らし続けることができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

略

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、持続可能なまちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

略

（基本原則）

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

（1）～（7） 略

（8） 持続可能なまちづくり

### 【意見】

○ SDGs は、現在の経済状況や企業の動向を考えると、トーンダウンしている

最近の社会事情では、SDGs を提唱する企業等は減少している。その点を考慮すべきである。一方で、「持続可能性」や「持続可能な社会」という概念は、社会の前提として必要不可欠な概念となっており、SDGs の言葉を使わなくても、これらの概念は重要である。

## (3) 多様性（ダイバーシティ）

「多様性（ダイバーシティ）」とは、年齢、性別、障がいの有無、国籍、文化的背景など様々な異なる属性を持つ人々が組織や集団の中で共存している状態のことをいいます。

多様性はグローバル化の進展とともに台頭してきた価値観ですが、多様性を尊重することにより、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いのある個人として、互いに認め合い、連携し、協力することで、より一層の社会の活力や創造性の向上につなげていくことができるものと考えられています。

また、昨今では「多様性」に関連して、「インクルーシブ（包括、共生）」という価値観も注視されております。

従来は「高齢者、障がい者等の権利」として、生活弱者のまちづくりの権利という視点から条例上は規定をされていましたが、現代的な価値観である「多様性」の視点から、ひとつの個性として捉えて尊重したうえで、様々な属性の人たちが地域社会の一員として共生するまちを実現していくという意識に変えていくものです。

#### 参考 2：多様性に関する資料

- ・千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例
- ・渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例
- ・渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例

#### 【改正案】

※前文

略

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、持続可能なまちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

略

（高齢者、障がい者等の権利）（多様性の尊重）

第 8 条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

#### 【意見】

##### ○ 条例にウェルビーイング（幸福）のキーワードを取り入れてはどうか

ウェルビーイング (well-being) とは、世界保健機関 (WHO) において、「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定されるもの」と定義されている。

一方で、WHO が提唱するウェルビーイングの定義ではなく、幸福度や幸せといった要素も含めて考えるべきではないか。多様性の中に「幸福」というキーワードも加えた方が良いと思う。

また、事務局提案の多様性の定義は表層的なものであり、性的思考やジェンダーなどの深層的要素が不足しているのではないかと、市民向けの説明であることから、より正確で網羅的な定義すべきではないかと。

## ○ 「子どもの権利」が孤立してしまわないか

「多様性の尊重」が導入された場合、「子どもの権利」が孤立して見えないか、両者の関連性や、あえて「子どもの権利」を残す意図はあるのか。

⇒ 従来の条例では、「高齢者・障害者等の権利」は「生活弱者のまちづくりへの配慮」というネガティブな意味合いで規定されていた。一方、「子どもの権利」は未来志向でポジティブな規定である。そこで、前者の概念を現代的な「多様性の尊重」とすることで、ネガティブな視点からポジティブな視点（知恵や視点の活用）への転換を図ったものである。しかし、この変更により「子どもの権利」とのバランスが悪くなってしまい、今後の検討が必要である。

## ○ 子ども権利に関して、一般的な権利保護の観点が必要ではないか

この条例における『子どもの権利』に関する記載は、子供が市政に参加し、その意見を聴取・尊重することを主としていると理解している。これは、現在学校などで議論されているいじめ対策など、一般的な『子どもの権利保護』とは趣旨が異なるものと感じており、そういう観点が必要なのではないか。

## ○ 「多様性の尊重」を規定する章について

「多様性の尊重」は重要だが、第3章「市民の権利、役割、責務」の範疇にあり、この変更が適切か、あるいは第2章「基本原則」に含めるべきかの再検討が必要である。第8条には多様性を尊重する意図を残しつつ、「多様性の尊重」という考え方は別の箇所を追加を検討してはどうか。

## ○ 多様性の重要性が増している

多様性に関しては、企業が人材に注力する中で、その重要性が増しているものと感じる。

## (4) デジタル化、DX

「デジタル化」とは、アナログな情報をデジタルデータに変換したり、IT（情報技術）ツールを導入したりすることで、業務の効率化や生産性の向上を図ることをいいます。

「DX」とは、「デジタル・トランスフォーメーション」の俗称で、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革し、新たな価値を創出することをいいます。

現代社会においては、デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性の向上に資するとともに、人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で非常に重要であるという認識が広がっています。

関市においても、デジタルの活用は、まちづくりに限らず市政全般において、重要な要素であり、市民、議会及び行政の各々が理解をし、お互いが協力をしないと進めることが

できないものです。その一方で、デジタルに対応できない市民への支援を行う必要があることを併せて明示することで、市として、デジタルを活用したまちづくりの方針を示すものです。

#### 参考3：デジタル化、DXに関する資料

- ・デジタル社会形成基本法
- ・浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例
- ・真岡市未来変革デジタル条例
- ・デジタルで創る持続可能なまちづくり条例（滑川市）

#### 【改正案】

##### （デジタルの活用）

第17条の2 市民、議会及び行政は、デジタルを活用したまちづくりを推進するため、お互いに連携し、協力するよう努めます。

2 行政は、デジタルを活用したまちづくりの推進にあたり、デジタルの利用が困難な市民を支援します。

#### 【意見】

- 「デジタル」ではなく「デジタル技術」とすべきではないか  
デジタルだけでは抽象的なので、デジタル技術と表記することで、DXやIoT、AIなどの具体的な技術活用を明確にすべきではないか。
- デジタル社会に取り残される市民が出てしまう恐れがあるのではないか  
デジタルの活用について、高齢者など苦手な市民もいる中で、デジタル化をどのように広く普及させていくのか。このままではデジタル社会が推進されるばかりで、取り残される市民が出てしまう恐れがあると感じる。  
⇒ 国の方針を踏まえると、デジタル化は避けられないが、誰も取り残すべきではないという考え方である。デジタルが得意な人だけが進むのではなく、誰もが恩恵を受けられるような方針を打ち出す必要がある。
- 情報共有の不足とデジタルの活用  
情報共有の不足は、条例の第18条、19条にあるにもかかわらず、市民参加の阻害要因となっている。今回デジタルの活用項目が入るなら、議事録のAI文字起こしなどを導入し、情報共有の効率化と促進を図り、積極的に技術を活用して進めるべき。
- 「デジタル活用」を規定する章について  
デジタル活用を条例に盛り込むこと自体に異論はないが、この項目を第7章「情報

の共有」に含めるか、あるいは別章とするかによって、関市がデジタル活用をどう捉えるか、その意味合いが大きく変わってくる。

「情報の共有」に含める場合、デジタル活用は情報共有の手段という位置づけになる。一方、デジタル活用を単なる情報共有の範囲ではなく、生活全般のインフラを変える「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」と捉え、より積極的に推進するなら、別の章を設けるべきである。

## <2> 市が条例を運用する上で、見直しを検討したい事項

### (1) 条例の検証

条例の検証については、令和6年8月5日開催の関市自治基本条例推進審議会において、関市自治基本条例推進審議会運営規程としてルール化されたところです。

その一方で、市として、受動的ではなく、能動的に検証を行うという姿勢を明示する必要があるのではないかという意見が市の内部であったことから、あらためて条例の見直し事項として挙げるものです。

市が条例の検証を行うにあたり、審議会に諮問をし、その結果を踏まえて考慮し、必要な措置を講じるという流れを想定しております。

### ※参考

#### ○ 関市自治基本条例推進審議会運営規程

##### (目的)

第1条 この規程は、関市自治基本条例推進審議会規則（平成27年関市規則第14号）第5条の規定に基づき、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (検証)

第2条 審議会は、おおむね5年ごとに、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）が社会情勢の変化に対応し、かつ、その実効性が担保できているかどうかを検証するものとする。

##### 附 則

この規程は、令和6年8月5日から施行する。

### 【改正案】

#### (検証)

第31条 市長は、おおむね5年ごとに、この条例が社会情勢の変化に対応し、かつ、その実効性が担保できているかどうかを検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。

**【意見】**

○ 政策的な内容については、より短いスパンでの検証が必要ではないか

政策的な内容を含む条例であれば、5年に1回の総合計画のような検証スパンでは不適切であり、政治的判断に関わるため、より短いスパンでの検証が必要ではないか。

(市長の任期にあわせて、4年に1回)